

## TPP協定交渉参加に関する意見書

政府は、平成25年3月15日にTPP(環太平洋パートナーシップ協定)への交渉参加を表明し、4月12日、同交渉参加に向けた日米協議に合意したほか、20日には、既に交渉を進めている11カ国全てから日本の交渉参加支持を取り付けられた。

TPPは、原則として関税を撤廃することとされており、日米首脳間では「聖域なき関税撤廃は前提ではない」との合意を得たとのことであるが、農業のみならず、国民生活のすべてにわたって影響を及ぼし、わが国の暮らしを一変されることも懸念される問題にもかかわらず国民的な議論をふまえることもなく、拙速に交渉参加を表明したことは、誠に遺憾である。

日本がTPP協定交渉参加国から正式に交渉参加を認められるのは7月となると推測される中、既参加国はTPP協定を年内に妥結することを目指しており、この短期間の内に日本の主張について他国の理解を得ることは相当の困難が予想される。

一方政府は、TPP協定交渉参加にあたり、「守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めて、日本の国益を最大限実現する」としているが、守り抜くべき国益が何か、また如何にして守るかについてその具体的内容をいまだ明らかにしていない状況である。

想定される影響は多々あるところであるが、とりわけ、我が国の農業は、食品加工、生産資材、農業機械等製造業、運輸、観光など広範囲な産業と結びついており、地域の農業が衰退するようなことになれば、地域の経済や雇用、景観や国土保全に与える影響は計り知れないものとなる。また、農業の問題だけではなく、ISD条項、食の安全・安心、医療、保険など、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題をも含んでいる。最終的な協定締結に当たっては、国民に対して明確な説明を行い、国民合意を得た上で判断すべきである。

よって、国におかれては、守るべき国益を認識し、それらをどのように守るか、明確な方針と十分な情報を開示した上で、その国益が守れない、国民的合意が得られないと判断した場合、即刻交渉から撤退することを、明確に国民に確約することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

岐阜県羽島市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命大臣（経済財政政策）